

平成 21 年度第 1 回市原市環境審議会議事録

- 1 日 時：平成 21 年 6 月 18 日（木）午後 2 時～午後 4 時 15 分
- 2 場 所：国分寺公民館 2 階会議室
- 3 出席者：田中委員、羽鳥委員、牟田委員、西委員、守屋委員、高橋委員、千代委員、齊藤委員、小池委員、鈴木（輝）委員、鈴木（優）委員、泉水委員
佐久間市長、木村環境部長、事務局 5 人
- 4 欠席者：小出委員、三輪委員、島野委員、犬伏委員、岡本委員、小賀野委員、堀田委員
- 5 議 題：・市原市水道水源保護条例に規定する対象事業場の変更について（審議）
・「公害の防止に関する協定」及び「公害の防止に関する細目協定」（三者協定）の改訂について（報告）
- 6 議事の概要：議題の審議事項については、条件を付したうえで市長の同意について可とする。報告事項については、各委員毎に事務局に意見を送付する。
- 7 議 事

司 会：定刻となりましたので、平成 21 年度第 1 回市原市環境審議会を開催いたします。

会議に先立ちまして、今年度に新たに市原市環境審議会委員をお願いすることになりました委員のご紹介をさせていただきます。

※委員紹介（省略）

司 会：それでは、佐久間市長から審議会へ諮問書をお渡しいたします。

市 長：諮問（省略）

司 会：それでは、佐久間市長からごあいさつ申し上げます。

市 長：あいさつ（省略）

司 会：それでは、事務局職員の紹介をいたします。

※事務局紹介（省略）

ここで、佐久間市長、木村部長は所用のため退席させていただきます。

※佐久間市長、環境部長退出

司 会：続きまして、資料の確認をさせていただきます。

※資料の確認（省略）

それでは、市原市環境審議会の議長は、市原市環境審議会規則第5条により会長が務めることとなっております。小池会長、お願いいたします。

議長：それでは、規則により議長を務めさせていただきます。
ただいまより、市原市環境審議会を開会します。
はじめに、開会にあたりご報告いたします。
本日の出席委員は、総委員数19名のうち12名の出席をいただいております、半数を超えております。よって、「市原市環境審議会規則」第5条の2の規定により、本日の会議は成立しております。
次に、議事録署名人でございますが、本日の議事録署名人は、羽鳥委員、千代委員にお願いします。

（両委員了承）

議長：続きまして、先ほど諮問を受けました「市原市水道水源保護条例に規定する対象事業場の事業内容の変更について」を議題とさせていただきます。
なお、本審議会は市原市情報公開条例等に基づき、原則公開することとなっておりますが、本日は傍聴者がおりませんのでご報告いたします。

議長：それでは、事務局から議案について説明をお願いします。

事務局：説明（省略）

なお、詳細説明のため事業者が来ておりますので、入室させてよろしいでしょうか。

委員 A：事業者を入室させる前に確認したいのですが、今回の資料を見る限りでは市原市には影響がないとのこと、市の水道水源保護条例と砂利採取場の拡大ということで考えれば問題がないように思われます。一方で、砂利採取法というもので災害防止について規定されていますが、こういった観点で、どこまで審議すればよいのでしょうか。

事務局：砂利採取法は、その第1条に目的が規定されていますが、砂利採取業の事業者の登録、設置計画の認可その他を行うことにより、災害の防止、砂利採取業の健全な発展に資することとされています。その認可を行うにあたっては、市の環境部や土木部等に照会をすることになっています。

今回は、市の水道水源保護条例に基づいて、高滝ダムの上流域が保護地区となっておりますが、この地区内での砂利採取場の拡張があるため、市長の同意が必要になります。

本日、ご審議いただくのは、市の水道水源保護条例に基づき、今回の届出が水道水源にどのような影響を与えるのか、届出そのものが問題ないのかということです。砂利採取業の認可そのものにつきましては、審議の対象ではご

ざいませぬ。

委員 A：資料を見る限り、雨水が地下へ浸透するだけで市原市には何の影響がないとの説明です。条例上の問題点はそこだと思いますが、地下水が高滝ダムの方へ流れる懸念等、自分では判断がつかない部分があります。審議においては、制限なしに自分の思ったことを発言するというところでよろしいですか。

事務局：資料を見ていただき、各委員の皆様の観点から発言をいただきたいと思ひます。

委員 A：砂利採取を十何年も拡大しながらやっているとありますが、今回何を述べればいいのかが見えてきません。

事務局：砂利採取による一般的な問題として森林の減少がありますが、砂利採取後に植林をするということで認可がされています。市としましては、砂利採取による排出水が市原市の水道水源や水域に入ってくるかというところを、条例で規定しているところではす。

委員 A：了解しました。

議長：それでは、事業者を入室させてください。

～事業者入室～

議長：事業者から議案について説明をお願いします。

事業者：説明（省略）

議長：それでは、ただいまより質疑に入ります。ご質問がありましたらお願いします。なお、この議題についてのご意見につきましては、後ほど審議の機会がございますので質疑が終わりましたらお願いいたします。

委員 B：ここで採取された砂利は、どこへ持っていくのでしょうか。

事業者：現在は羽田空港の埋め立てに使用していますが、主に生コン用の骨材として使用しています。神奈川や東京方面の工事用の生コンの骨材として使用しています。木更津や袖ヶ浦の港から、主に船で運んでいます。

委員 B：今後、採取場の更なる拡大をしていく予定ですか。また、今回事業場を拡大する理由は何ですか。

事業者：現在、隣接地は当社所有の土地ではありません。今後、拡大が可能だとしても 100mから 200m先までが限度です。現段階では、今回の拡大が限度と考えています。

また、今回の拡大の理由ですが、当社の従業員が 30 名程おりますので、仕事として細く長くやらせていただければと考えております。

委員 B：掘削の後は植林を行い復元をするのですか。産廃を持ってくるということはありませんか。

事業者：掘削後につきましては、植林・植栽を行って返還することが、林地開発や砂利採取法における大命題ですので、必ず実施します。返還後につきましては、

全ての土地が当社所有ではありませんので、まずは地主さんにお返しするということになります。浸透する場所ですので、産廃を持ち込むことは考えづらいと思いますが、当社所有ではありませんので、それ以上のことは言えません。

委員 A：森林の復元について、千葉県内の他の場所では、なかなかうまくいっていないという報告もありますが、どのように取り組んでいるのですか。

事業者：森林の復元につきましては、3～4年前に7haほど復元した経緯がございます。それ以前にも少しずつ実施はしていますが、事業を行っている最中の植林は難しいところがあります。できるところから実施している状況です。採取した後の層に直接植林しても育ちませんので、表土を盛り土して植林していきます。今までは杉や檜を主に植えていましたが、県の指導の変更もあり、雑木、例えばコナラやクヌギ等を植えていこうと考えています。

委員 A：是非、よろしくお願ひしたい。

委員 C：位置関係についてですが、市原市の区域での今回の拡大面積はどのくらいですか。

事業者：掘削区域が全て市原市になりますので、今回の市原市の拡大面積は35,649㎡になります。

委員 C：事業概要書に書かれている対象区域面積とは別ということですね。

事業者：対象区域面積は、分水嶺からの全体面積になります。

委員 C：場外の雨水等は全て沈砂池で処理するとされていますが、場外水は、分水嶺とは関係なく集まってくるということによろしいですか。

事業者：その通りです。沈砂池1～3と3つ設置されています。それぞれの区域面積に対して、容量がオーバーしないように設計されています。

委員 C：雨水等の汚濁水とありますが、雨水以外は全くないということですか。

事業者：雨水以外は入りません。

委員 C：砂の洗いは全くやらないのですか。

事業者：以前は、沈砂池に洗ったヘドロを流して浸透させていましたが、現在はフィルタープレスという機械を使用しています。循環水を使用していますので、沈砂池に水を出すことはありません。

委員 C：それでは、沈砂池に流れてくるのは全て雨水ということですね。

事業者：その通りです。

委員 C：沈砂池の目詰まり対策は何かやっていますか。

事業者：2～3年に1回、クローラクレーンを使って沈砂池の中の細かい砂を取り出しています。

委員 D：図面に集水区域が明示されていますが、事業区域外に流域はないと考えてよろしいか。

- 事業者：図面にある君津市のI地区は、既に事業区域外になっており、3年前に植林も実施していますが、この雨水が場内に入ってくるので、集水区域として表示しています。
- 委員 D：I地区というのは、今回の事業区域に入っていないが、過去の事業区域として背負っているということですね。
- 事業者：その通りです。
- 委員 D：図面の君津市久留里大谷と記載がある場所は、集水区域に入らないのですか。
- 事業者：その場所は国有林となっていて、表面水が境の所に流れ込んできている状況があり、雨水が場内に流れ込んでいます。
- 委員 D：資料を見る限り、図面の君津市久留里大谷と表示されている南側も集水区域に入ると思われるが、どうでしょうか。
- 事業者：(測量担当者と協議)
- 委員 D：話が噛み合わないようですので、いいです。場内にどのくらいの水が流れ込むのかを計算して沈砂池を決定していると思います。集水区域の面積というのは、その計算の基本なわけですから、よく確認しておいていただきたい。
- 委員 D：いただいた資料に、市原市と君津市の開発区域や掘削区域のそれぞれの面積を示す資料がありません。それぞれの市内での開発面積を示す一覧表があった方がいいのではないのでしょうか。環境管理課としても、自分たちの市内の開発面積がどのくらいかというのは、把握しておくべき事項だと思います。
- 事務局：了解しました。
- 委員 D：沈砂池からクローラークレーンを使って細砂を取り出しているとのことですが、取り出した細砂は場内にどのように置いているのですか。
- 事業者：将来的に植林する予定地に、表土と細砂を混ぜて堆積して、ブルドーザーで盛り土しています。
- 委員 D：表土と細砂を混ぜているとのことですが、せっかくいい表土が、細砂と混ぜることで植物の育成に適さないものになってしまうと思います。植林は、例えば県内の他の場所でも、非常に有名な先生のご指導のもとで実施していても、うまくいかないことが多いという状況です。また、技術面もさることながら、植林は事業終了後に開始することなので、収入源がなくなってから着手することになります。これは非常に致命的な問題ですが、緑化のための資金の確保はしてあるのでしょうか。
- 事業者：当社の場合は、緑化のための資金は確保してあります。
- 委員 D：緑化のためのコンサルタントをスタッフに入れてありますか。
- 事業者：特に入れてはいません。
- 委員 D：緑化の本質は土壌にあります。緑化をするにあたり、土壌がうしなわれたマイナスの状態から始めなくてはなりません。先程も申したとおり、技術的に

も非常に難しい作業です。緑化のコンサルタントなり担当者をスタッフに入れた方がいいと思います。県に対して見本となるような、高滝ダム周辺にふさわしい緑化となるように進めていただきたいと思います。

事業者：ご助言ありがとうございます。

委員 A：先日、砂利採取場はどのようなものかと、現場を見てきました。図面のⅡ地区の上部の斜面には草が生えつつありました。奥の方には草だけでなく木も生えており、更に奥の平地には色々な木が植えてありました。資料として、単に図面だけでなく、このような資料を付けていただければ、緑化の取り組みについて理解しやすくなると思います。次回がありましたら、この辺の資料も付けていただきたいと思います。

事業者：了解しました。緑化については、力を入れていく所存です。

委員 A：採取した砂利を、木更津や袖ヶ浦の港から船で運ぶとのことでしたが、港へ運ぶまでは陸路になるわけです。市原市から採取した砂利を運ぶにあたり、沿線の地域住民の皆さんに迷惑をかけることのないよう、やさしい運転をするようによく指導していただきたいと思います。

事業者：本日、御腹川沿線公害対策協議会で、ダンプ公害を主として、植林・植栽、砂塵の問題等について話し合いをしているところです。ご指摘のとおり、君津市さんや地域住民の皆さんに迷惑をかけることのないよう、搬出も含めて公害を撒き散らさないよう対策を練っていきます。

議長：他に質問はございませんか。無いようであれば、審議に入りたいと思います。事業者の方をお願いします。審議に入りますので、退室をお願いします。

～事業者退室～

議長：それでは審議に入ります。何か意見はございませんか。

委員 E：資料が非常に簡略であり、これだけのものを元に審議をできるのか不安に思います。もう少し細かい数値等のデータも必要かと思います。何か、雰囲気だけで判断するようなことにならないでしょうか。他の委員の皆さんはいかがですか。

委員 F：この資料だけで判断するのであれば、反対です。水源として保護する必要があるのだから条例で規定されているのであって、そういう地域の表土を削るのですから、雨水といえども浄化作用に影響があるはずで。例えば、第三者の調査で影響がないとか問題がないという資料があれば審議もできますが、この資料だけでは審議もできないというのが感想です。

委員 A：砂利採取の水源に及ぼす影響というのは素人にはわからないし、検証に時間がかかるものだと思います。今回の水道水源保護条例に関わる審議ということでは、市原市には影響を及ぼさないという事業者の資料を信じるしかないのではないのでしょうか。やむを得ないのではないかと思います。

委員 B：事業者の説明で、今後も拡大していくと話していたと思いますが、どこまで行けば歯止めがかかるのでしょうか。このような状況があつて、水道水源保護条例が作られたと思いますが、この条例を見ると水質のことばかりで水質さえ問題なければ、どんどん事業を実施していいと感じられてしまいます。しかし、条例第3条に「水源の保護に係る施策を実施しなければならない」とあり、水源全体のことを謳っています。水を浄化する森の機能も含めて、条例の主旨を考えていくことが大事だと思います。水源に対して問題がないという資料の提示がなければ、これ以上の審議はできませんし、認めるべきではないと思います。

委員 A：話としてはよく分かるのですが、今回はこの条例で規定した区域にかかってくるため、審議案件として上がってきたわけです。条例でこの区域を設定した根拠はわかりませんし、砂利採取業者が信用できるのか信用できないのかもわかりませんが、事業を認めないのであれば、条例に基づいた理由を明確にしなければなりません。簡単ですが、難しい話です。

委員 F：このまま議論を続けても結論は出ないでしょうから、保留にするか決を採るか決めてはどうでしょうか。

委員 B：逆に、認めてもよいという意見があれば、それも伺ってみたいのですが。

議長：答申につきましては、事業者の届出をもとに審議した結果を元にします。

委員 F：資料の不足等もあり、このまま議論しても結論はでないと思いますから、保留するか決を採るか決めてはどうですか。

議長：資料の不足についてですが、私が考えますに、地下水の問題を判断するために地層の断面図があればいいと思いますが、そのような資料はありますか。泉水委員から話があつたとおり、浸透した地下水がどこへ流れるかが問題です。

委員 F：そのような地区として指定されているのだから、そこで事業を拡大するということが理解できません。

委員 B：梅ヶ瀬層が北に12度傾斜していると聞いたことがあります。

千代委員：雨水だけが浸透するのであれば、一般的に地下水汚染が発生するとは考えにくいです。問題は、保水能力の低下であり、水量の保護ができるかということですが、この資料ではわかりません。

委員 C：事務局に確認したいのですが、アセスメントの対象ですか。

事務局：アセスメント対象ではありません。

委員 C：アセスメントのような環境影響評価の資料があれば審議もしやすいのですが。

委員 D：最初に事務局から話があつたように、今回は総合的な判断ではなく、水道水源保護条例に定められた枠の中での審議ということだと思います。雨水しかないということで、排水については水質の検査の対象にもならない

という判断でよろしいですか。

事務局：届出によれば排水はないとのことですので、検査の必要もないという認識です。

委員 D：審議をするにあたり、この条例の枠というか、土俵を守らなければ結論はでないものと思います。砂利採取業がいいのか悪いのかという判断ではなく、この条例に基づく判断をするのであれば、認めるしかないと思います。

議長：緑化については、全体が終わってからではなく、部分的にその都度実施することを求めていると思います。

他に意見はございますか。

委員 D：砂利採取法というのは、資源活用法であり、環境保全法ではありません。産業振興や資源活用として国が法で容認しているものです。それに対して、市の一条例だけをもって認めないというのは非常に難しいと思います。やるのであれば、森林法等で保安林に指定するなどして林地開発そのものをできないようにするしかないと思います。

議長：ここで、採決を行いたいと思いますが。

委員 G：市長の同意というのは、審議会の意見は反映されるものなのですか。同意するにしても、条件を付することはできると思います。

個人的には、大福山などの自然を見ると、条例のことは別として賛成はできない気持ちです。

委員 B：条例に基づいてということですが、水源として水量が確保できなければ、浄化能力が落ちてしまうのではないのでしょうか。豊富な水があるから浄化されるのであって、水が少なくなれば水質も悪くなるのが懸念されます。

議長：それでは、採決をしたいと思いますが、皆さんからいただいた意見を基に条件等も付していきたいと思います。

委員 C：条件というのは、どういったものですか。

議長：採取跡地の緑化について、より自然なものになるよう確実に実行してもらうことなどです。

委員 C：通常は具体的なものを資料に付けておいてもらえば、後々も計画通りに進んでいるかチェックができるのですが、この資料には何もありません。もう少し、資料を丁寧に作ってほしいと思います。

委員 D：事業者の話では、緑化のコンサルタントはいないとのことでした。この規模の事業では環境基本計画もないでしょうし、森林保全の知識もあるとは考えられません。事業者に作るよう話しても作れないでしょうし、簡単に作れるようなものでもありません。

委員 B：自然を無視して、調整池に人間の手で水を流し込むことに違法性はありますか。

委員 C：私は行政職が長かったので言わせてもらいますが、そのような規制や法律はなかったと思います。

委員 D：事業によって地形が変わったとしても、流域が今までと変化がないということとは、確実にチェックするべき事項です。

事務局：排水がないということですので、そのような変更はないという認識です。

委員 D：地形が変わったことによって、流れ込む沢が変わってしまっただけは困ります。そのようなことはありませんね。

委員 E：資料にある写真では、どこが分水嶺で、どちらの方向かもわかりません。

委員 D：図面を見ても、分水嶺を示す線が途中で切れてしまっています。非常にわかりづらい図面だと思います。

事務局：資料による説明（水質担当職員による）

委員 A：この図面では、山なのか谷なのかもよくわかりません。非常にわかりづらい図面です。

事務局：ご指摘はごもっともだと思います。

委員 D：話を元に戻しますが、この資料で、地形の変化による流域の変化がわかりますか。

事務局：この資料ではわかりません。

委員 D：他に、このことについてわかる資料はありますか。

事務局：現状では、わかる資料はありません。

委員 D：わからないということですね。

事務局：そのとおりです。

委員 F：地層が埋まって、その後がどうなるかという資料はありますか。

事務局：その資料も、現状ではありません。

委員 H：私はこの区域に住んでいますので、水の流れを説明します。（説明省略）

議長：それでは、本件の市原市水道水源保護条例第 10 条に規定する市長の同意についての可否を採決いたします。賛成、反対、それぞれの挙手をお願いします。

～採決～

議長：賛成 8 名、反対 2 名、あとの 2 名の方は判断がつかないということですか。

委員：この資料だけでは判断ができません。

委員：少なくとも賛成はできません。

議長：それでは、賛成多数ということで、本件の市原市水道水源保護条例第 10 条に規定する市長の同意につきましては、可といたします。しかし、委員の皆さんからの様々な意見がございましたので、条件を付したいと思います。

～委員同意～

議長：それでは、事務局は委員の皆さんから出された意見を整理しておいてください。

事務局：了解いたしました。

議長：それでは、答申書につきましては、審議会の会長、副会長で作成いたします。
事務局で皆さんの意見を整理していただき、会長、副会長でチェックいたしますが、よろしいでしょうか。

～委員同意～

議長：ありがとうございます。

議長：続きまして、「公害の防止に関する協定」及び「公害の防止に関する細目協定」（三者協定）の改訂について、事務局から報告がございます。事務局は説明をお願いします。

事務局：説明（省略）
なお、この件について、委員の皆さまから意見を賜りたいと思います。

議長：ただいま説明がありましたことについて、何か意見等ございますか。

委員 C：私は4月まで行政にいましたので、少し補足させてください。基本協定に追加する項目として「化学物質の影響について」がありますので、認識しておいていただきたいと思います。

委員 G：県、市、企業の三者で協定を締結しているとのことですが、一般の有識者、学識経験者は関わってこないのですか。

事務局：県、市、企業の三者間での、いわば契約行為になりますので、一般の有識者が入ってくることはありません。

委員 D：今回は、協定の改訂の報告ということでよろしいですね。いただいた資料では改訂のポイントがわかりづらいので、改訂箇所だけを抽出した骨子のような資料をいただけないでしょうか。細かい数値等はいりませんので。

事務局：早急に準備いたします。

委員 B：規制の数値は厳しいものになるのですか。

事務局：協定値は、現在のものを継承します。

委員 F：協定を結んでいない工場もあるようです。協定締結の基準はどのようなものですか。

事務局：三者協定を補完する形で、市と企業間で締結している二者協定がございます。
三者協定の締結基準は次のとおりです。（説明省略）

議長：事務局は、できるだけ早期に資料を送付してください。

事務局：了解しました。

委員 D：協定に、工場の土壌汚染についての規定はありますか。

事務局：規定されています。

議長：それでは、事務局は委員に資料を送付して意見を聴いてください。その意見を今後の改訂作業に反映させて進めてください。

事務局：了解しました。

議長：これもちまして、本日の審議会の議事を終了いたします。それでは、司会者へ進行をお返しします。ご審議ありがとうございました。

司会：ありがとうございました。これで本日の日程は終了いたしました。
事務連絡をさせていただきます。
答申書につきましては、先ほどご審議いただきました意見を事務局で整理し、会長、副会長に確認していただいたうえで作成いたします。
公害防止協定の改訂につきまして、事務局で改訂の骨子の資料を作成して、委員の皆様へ送付いたします。
議事録につきましては、作成後、議事録署名人に指名されました委員の方に確認していただいた後に確定いたします。
また、報酬等につきましては、事前にお知らせいただいた口座に振り込みいたします。
以上もちまして、本日の日程は全て終了いたしました。
どうもありがとうございました。

閉会